

利用規約

店舗名FITNESS GYM NICO(以下、本ジムといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条(運営・管理)

本ジムの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、株式会社フルラフが行います。

第2条(入会資格)

本ジムに入会できる方は、各要件を満たし、本ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本ジムを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他本ジムが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条(入会手続き)

本ジムに入会する方は所定の入会手続きを行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条(入会金の支払い・不返還)

会員は、本ジムの定める入会金を、所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

さらに、会費・各種諸費用についても、理由の如何を問わずに返金いたしません。ただし、本ジムの責に帰すべき事由によりサービスを提供できなかった場合には、この限りではありません。

第5条(会員資格の停止・除名)

本ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本ジムの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本ジムの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本ジムが定める規則に違反したとき。
4. 本ジムの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本ジムが、社会通念に照らし、本ジム会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条(会費の支払い義務)

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジムが定めるものとします。(月会費は、会員が本ジムの会員資格を有する限り、現実には本ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第7条(休会)

1. 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本ジムに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本ジムの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条(会員種類の変更)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本ジムに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本ジムの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条(退会)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本ジムに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本ジムの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本ジムが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条(定休日・季節休業)

本ジムは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本ジムの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第11条(臨時休業・閉鎖)

本ジムは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第12条(自己責任・免責事項)

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本ジムの施設を利用するものとします。
2. 本ジムは、会員が本ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本責め内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本ジムにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第13条(予約変更・キャンセル)

1. 会員は、予約したセッションの変更またはキャンセルを希望する場合、原則として予約前日までに本ジムへ連絡しなければなりません。
2. 当日キャンセルまたは無断キャンセルの場合、本ジムは以下のキャンセル料を請求することができます。
 - (1) 当日キャンセル:セッション料金の100%
 - (2) 無断キャンセル:セッション料金の100%
3. 会員が定額制プランを利用している場合、当日キャンセルまたは無断キャンセルは予約回数を消化したものとみなすことがあります。
4. キャンセル料の支払方法、その他詳細は本ジムが別途定める規程に従うものとします。

第14条(規約の改定)

本ジムは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本ジムは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第15条(写真・動画の撮影及び利用)

1. 本ジムは、施設内でのトレーニングやイベント等の様子を写真・動画にて撮影し、広報・宣伝活動(公式SNS、ホームページ、印刷物等を含みます)に利用する場合があります。
2. 会員が特定される形での掲載を希望されない場合は、事前にその旨を本ジムにお申し出ください。
3. 会員は、上記の利用について同意するものとします。ただし、第2項の申出があった場合、本ジムは個人が特定されないよう配慮します。

第16条(施行日)

本規約は2025年9月1日より施行します。